

有料職業紹介事業 <事業所名称の変更>

提出様式

①	有料職業紹介事業変更届出書及び 有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第6号）	原本1部	コピー2部
---	--	------	-------

添付書類

不 要

●ただし、法人名称も同時に変更した場合は、下記の添付書類が必要です。

①	定款または寄付行為 ※定款の条項が変更されているが定款を書換えていない場合は、当該変更に係る株主総会の議事録を添付	—	コピー2部
②	登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※大阪労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は、添付省略可	原本1部	コピー1部

※上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

手数料等

な し

提出期限

変更後10日以内

※登記簿謄本を添付する場合は変更後30日以内

有料職業紹介事業 <事業所所在地の変更>

提出様式

①	有料職業紹介事業変更届出書及び 有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第6号）	原本1部	コピー2部
---	--	------	-------

添付書類

添付書類

①	事業所施設に関する書類 ・申請者の所有に係る場合：建物の登記事項証明書（※） ※大阪労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は、添付省略可 ・他人の所有に係る場合：建物の賃貸借契約書 （転貸借の場合：原契約書、転貸借契約書および原契約における貸主による転貸借の承諾書）	原本1部	コピー1部
		—	コピー2部
		—	（コピー2部）

確認書類

②	事業所のレイアウト図 ※「職業紹介責任者の席」「面談に使用する場所」「個人情報保管庫」「事業所名表示場所」をレイアウト図内に記載してください。	2部
---	--	----

●ただし、法人所在地も同時に変更した場合は、下記の添付書類が必要です。

③	定款または寄付行為 ※定款の条項が変更されているが定款を書換えていない場合は、当該変更に係る株主総会の議事録を添付	—	コピー2部
④	登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※大阪労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は、添付省略可	原本1部	コピー1部

※上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

手数料等

な し

提出期限

変更後10日以内

※登記簿謄本を添付する場合は変更後30日以内